

XVI 関係業界との事前調整等の結果 実施しないこととした案件<2>

平成27年5月15日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

1. 事前調整等の結果実施しないこととした案件（航空・海上共通業務）

詳細仕様の検討項目のうち、以下の案件（これまでのWGにおいて提案した案件は除く。）については、関係業界との事前調整等の結果、第6次NACCS更改時において仕様変更を実施しないこととした。

➡ 航空・海上共通業務

	検討項目	検討概要	検討結果
1	送信先の指定方法の簡易化	オンライン業務において出力情報の出力先の指定は「利用者コード」の入力等により実施可能としている。 NACCS業務において利用者コードに代わる、送信先を容易に特定可能なコードを設けて、利用者が送信先を簡易に指定可能な仕組みを検討する。	要望者と意見交換の際に利用者コードを意識しないような仕組みは系統的に困難であることを説明した結果、要望取り下げとなった。
2	F A I N S登録状況照会機能の追加	輸入者のF A I N S登録状況照会機能の追加についてセキュリティ面も含めて検討する。	関係省庁との検討の結果、輸入者のパスワードについては登録が完了し次第、検疫所から連絡する運用としており登録状況照会機能は不要と考えられ、また、情報セキュリティの観点から対応しないこととした。
3	仕向地の項目追加及び申告時間順の表示変更	「輸出申告等一覧照会（IES）」業務において、仕向地の項目を追加及び申告時間順の表示に変更する。	要望者との意見交換の結果、要望取り下げとなった。
4	審査状況（区分2、3）確認業務の新設	搬入前申告で審査区分が区分2、3となった申告について審査終了か否かを一括で確認できるような見直しを行う。	「輸出申告等一覧照会情報（民間）（IES）」業務の「審査区分識別」欄で確認可能なことから、要望取り下げとなった。
5	輸出入許可書の項目追加	輸出入許可情報について、以下の項目の追加を検討する。 申告税関コード、担保登録番号1、担保登録番号2、包括審査扱い受理番号、関税免税額合計、関税減税額合計、内国消費税免税額合計1 - 6、B / L No.（輸出）	情報提供機能の見直しにおいて検討する。

2. 事前調整等の結果実施しないこととした案件（航空関連業務）

→ 航空関連業務

	検討項目	検討概要	検討結果
1	搭載上屋へのULD分割搬入時におけるCLB業務可否	搭載上屋へ一部ULDを搬入し、「積付結果取消呼出し(ULC)」業務で積付け解除した場合においても、「搭載完了登録呼出し(AWB単位)(CLB)」業務を可能とする。	現行でも積付け解除した場合においてもCLB業務が可能であることから、要望としては取り下げることとなった。
2	MAWB単位での搭載可能化	ULC業務を実施せずとも、MAWB単位で搭載を可能とする。	ULC業務を実施しなくても「搭載便割当情報登録(FLI01)」業務を実施することにより、MAWB単位で搭載可能であるため、要望としては取り下げることとなった。
3	要目訂貨物の申請業務化	輸入詳細不明貨物に関する要目訂申請の申請業務化についてシステム化を検討する。現行は税関様式の帳票をマニュアル作成し、都度税関に申請している。	汎用申請で対応する方向で検討することとなったため、次期NACCSの要望としては取り下げることとなった。
4	輸入混載貨物の搬入確認業務等の見直し	輸入混載貨物の搬入確認業務等において、1便で到着したHAWBに対して、複数回に分けての登録不可という業務実態とシステム処理でかい離している部分について改善を図る。	航空輸入貨物管理において、基本となっている考え方を変更しないと機能追加への対応が難しく、システムへの影響範囲が大きいこと、及び現状の運用でも支障がないことから対応しないこととした。
5	仕出地及び仕向地の入力コードの関係	「AWB情報登録(輸入)(ACH)」業務における仕出地及び仕向地の入力コードの関係について検討する。現状、入力コードによってCITYコードと空港コードの両方が登録されていると、どちらか一方でしか登録がされていないものがあり、そのたびに入力し直さなければならない。	必要なコードをNACCSに登録することで、現行においても対応可能なことから、次期NACCSの要望としては取り下げることとなった。
6	イレギュラーケースにおけるHAWB情報削除の可否	MAWB情報が保存期間を超過し、削除された場合におけるHAWB情報削除の可否につき検討する。	現行においても「混載貨物確認情報訂正(CHP)」業務または、「輸入貨物情報変更登録(CAI)」により削除可能であるため、要望としては取り下げることとなった。
7	<u>ULD単位での貨物管理</u>	<u>複数MAWBで1ULDに積付けられた貨物において、MAWB単位ではなく、ULD番号単位で業務を行うことを可能とする。</u>	<u>ULD単位の貨物管理のシステム化については、現状は(取扱件数やULDあたりに積付けられるMAWB件数)システム化によるメリットが得られないことから、実施を見送ることとなった。</u>

3. 事前調整等の結果実施しないこととした案件（海上関連業務）

→ 海上関連業務

	検討項目	検討概要	検討結果
1	VAN業務等におけるコンテナ番号の誤登録に対応した訂正業務の追加	バンニング情報登録関連業務（VAN業務等）においてコンテナ番号の誤登録に対応した訂正業務の追加を検討する。	「バンニング情報登録（コンテナ単位）（VAN）」業務でキーとなっているコンテナ番号の訂正業務を追加することは、システム処理への負荷が非常に大きい旨を説明した結果、対応しないこととした。 なお、現行でもコンテナ番号を訂正する場合は「バンニング情報取消し（VAC）」業務で情報を削除のうえVAN業務で再登録することにより対応している。
2	海貨業利用者コードの新設	「港湾運送事業法」に基づいた営業免許海貨業者の「業務利用者コード」の新規創設を検討する。	関係団体との意見交換の結果、要望としては取り下げることとなった。なお、NACCSにおける「海貨業」の定義の確認及び当該定義に基づく利用契約の在り方等については、引き続き検討を実施する。（WG報告対象外として整理。）
3	CY搬出業務におけるD/Oレス対応等	NVOCC/FCL貨物取扱いでの運用（D/Oレス対応等）について検討する。	要望元に対し、NVOCCが取引に介在しているか否かを系統的に判断できない旨を説明した結果、対応しないこととした。
4	DOR業務の2段階化	船会社 NVOCC向け及びNVOCC 海貨業向けのD/O IDの通知という「輸入貨物荷渡し情報登録（DOR）」業務の2段階化について検討する。	

3 . 事前調整等の結果実施しないこととした案件（海上関連業務）

→ 海上関連業務

	検討項目	検討概要	検討結果
5	<u>在来船におけるB I A業務の改善</u>	<u>在来船のマニフェスト登録について、1 B / Lの貨物を陸揚げ後、直接複数の保税倉庫に搬入する場合、マニフェストの分割が出来ない為、倉庫側でB I A業務が出来ない。システム外搬入を行おうとしても上流にデータが有り、エラーとなるため折角登録したマニフェストデータの削除を求められる。</u> <u>又、マニフェストデータが有る状態で別の貨物番号でシステム外搬入を行った場合、登録したマニフェストデータが宙に浮いてしまうため、結局削除を求められる。</u> <u>このようなケースであってもB I A業務が行える仕組みを考えて頂きたい。</u>	<u>要望元に対し運用の詳細を確認した結果、現在の運用において事前に数量を把握することが困難であり、またシステム化にそぐわないことから、本要望については対応しないこととした。</u>